

北海道有朋高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日施行

平成 30 年 4 月 1 日改訂

令和 5 年 4 月 1 日改訂

北海道有朋高等学校においては、生命を尊重し、生徒一人ひとりの自己肯定感・自己有用感を高め、他者を尊重することがきわめて大切であるとの深い認識のもと、いじめ防止対策推進法（以下、「推進法」という。）及び北海道いじめ防止条例の趣旨に基づき、次のとおり、北海道有朋高等学校いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」という。）を定める。

第 1 いじめ防止の基本理念

- 1 北海道有朋高等学校は、推進法及び北海道いじめ防止条例の趣旨を踏まえ、本校生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指していじめ防止対策を講じ、その取組を効果的に実施するように努める。
- 2 すべての生徒がいじめの加害者とならず、また、他の生徒等へのいじめの傍観者ともならないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目指していじめ防止対策を講じ、その取組を効果的に実施するよう努める。
- 3 いじめを受けた生徒の生命及び心身を守ることが最も重要であることを深く認識し、本校は、地域、家庭、関係機関等との実効性ある連携を図りながら、いじめの問題を克服することを目指していじめ防止対策を講じ、その取組を効果的に実施するよう努める。

第 2 いじめの理解

1 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校や市町村の内外を問わず、当該生徒と何らかの関係がある生徒を指す。

2 いじめを理解する上での留意点

- (1) いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- (2) インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- (3) 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- (4) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (5) 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある生徒」や「海外から帰国した生徒や外国人の生徒」等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの要因

- (1) いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- (2) いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりすると言った大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (4) いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊ぶ感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などがあげられる。
- (5) いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通することは難しい。そのため、生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことはできず、いじめが起こり得る。

5 いじめの解消

- (1) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。
 - いじめに係る行為が止んでいること
 - 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- (2) いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、継続して日常的に注意深く観察する。

第3 いじめ防止に向けた取組の推進

1 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- (2) 学校及び教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、生徒一人一人についての理解を深めるとともに、生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

2 取組の方向性

いじめ防止に向けては、基本理念を踏まえ、次の方向性で取り組む。

1	本校生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
2	すべての生徒がいじめの加害者とならず、また、他の生徒等へのいじめの傍観者ともならないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
3	いじめを受けた生徒の生命及び心身を守ることが最も重要であることを深く認識し、本校は、地域、方向性家庭、関係機関等との実効性ある連携を図りながら、いじめの問題を克服する。

3 いじめ防止の取組を推進する上での留意点

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うとともに、家庭や地域と連携しながら、いじめを生まない環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図り、予防的な生徒指導を促進する。
- (2) 多様かつ複雑な学習歴、生活歴を有する生徒たちの実態に応じ、多面的ないじめ防止の取組を構成するために、養護教諭やスクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）との連携を図る。
- (3) より実効性の高いいじめ防止の取組を実現するため、本基本方針を公表し、保護者や地域住民の協力を得、必要に応じて北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームや児童相談所等の外部機関との連携を図る。
- (4) 基本方針は広く公開し、実効性ある取組を実施するため、学校評価と連動しながら、毎年度見直していくものとする。

4 対策組織及び指導体制

(1) いじめ防止委員会の設置（日常の指導体制）

いじめを未然に防止し、早期に発見するため、別紙 1 のとおりいじめ防止委員会を設置する。

(2) いじめ対策委員会の設置（緊急時の組織的対応）

いじめを認知した場合は、いじめの解決に向け、別紙 2 のとおりいじめ対策委員会を設置する。

5 いじめ防止のための具体的取組方策

「第 3 2」の取組の方向性に基づき、具体的な取組を次のとおり進める。

取組の方向性	取組の重点	具体的取組
1 生徒が安心して学習活動等に取り組める環境づくりの推進	・学習指導・生徒指導の充実 ・いじめの早期発見に向けた取組の推進	ア 授業公開の実施 イ 授業規律の徹底 ウ コミュニケーション能力の向上 エ 特別活動の充実 オ 個人面談の実施 カ 学校ネットパトロールの実施 キ ネットトラブル防止指導の実施 ク いじめ調査（アンケート）の定期的実施
2 生徒のいじめ問題に関する理解の深化	・道徳教育、人権教育、情操教育、情報モラル教育等の充実 ・教育相談、特別指導の充実	ア 好ましい友人関係や集団づくりの推進 イ SC 及び SSW の活用 ウ ボランティア活動の充実 エ 子ども理解支援ツール活用
3 家庭や関係機関等との実効性ある連携の推進	・生徒のささいな変化・兆候を考慮した早い段階でのいじめの認知・迅速な対応 ・保護者・地域等と連携した取組の推進	ア 家庭（及び For You 会、朋の会）、地域（保護司、民生委員を含む）等との連携 イ 外部専門機関（北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームや児童相談所等）との連携 ウ 警察との連携

6 その他

(1) 校内研修の充実

教職員の共通理解を図るため、いじめを肇とする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(2) 学校評価

いじめ防止のための取組について、評価項目に位置づけ、検証を行う。

ア 学校自己評価の実施

イ 学校関係者評価の実施

ウ 学校評価アンケートの実施

第 4 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事態

○「生命被害」生徒が自殺を企図した場合

○「身体被害」身体に重大な傷害を負った場合

○「財産被害」金品等に重大な被害を被った場合

○「精神被害」精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事態

○「不登校重大事態」欠席を余儀なくされた疑いのある日数が、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日程度の場合

※ただし、生徒がいじめを理由に一定期間連続して欠席している場合は状況により判断する。

2 重大事態時の報告・調査協力及び対応

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（石狩教育局）に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。